

「令和7年度障害者雇用マッチング機会創出支援事業業務」企画提案に関する質問書への回答

宮城県経済商工観光部雇用対策課

No.	質問	回答
1	仕様書6(5)の令和6年度まで構築したネットワークについて、当該ネットワークの数と構築エリア(市町村名)と各ネットワークごとの参画企業数および令和6年度に新たに構築したネットワークとそれぞれ参画した企業数	令和6年度末まで構築したネットワーク数:3 構築したエリアと参画企業数: 亘理町19社、利府町15社、大崎市173社(それぞれ最大数)
2	障害者雇用推進ネットワークの県内全域のネットワークへの参画企業数および令和6年度に新たに参画した企業数	県内全域の障害者雇用推進ネットワークについては構築準備中につき、参画企業はありません。
3	仕様書6(7)および7(9)の本事業を通じた就職件数にカウントする定義として想定している項目および就職者としてカウントして良い場合の応募経路や事業としての支援内容などを例示願います 例:ヒアリングシート取得企業 企業説明会・面接会参加企業 ネットワーク参画企業へのハローワークからの応募による就職 など	仕様書6(7)および7(9)の本事業を通じた就職件数は、受託者が本事業の仕様書7(1)から(7)により支援した企業において、本事業の委託期間内に採用された件数です。 企業への支援内容は、仕様書7に該当するものであり、詳細な事業内容及び事業計画は企画提案事項であるため、例示は行いません。 採用に至るまでの経路は、主にハローワークを介した応募による採用を想定していますが、そうでない場合にも事業目標の就職件数に計上して構いません。
4	令和6年度事業における事業を通じた就職件数について、既に集計済み時点の実績	令和6年度障害者雇用推進事業による就職件数(令和6年12月末時点):201件
5	(業務の再委託について) ・委託業務内容の一部を、再委託する事は可能でしょうか ・再委託が可能な場合、再委託の契約形態に指定はありますでしょうか。	委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとします。 ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではありません。契約形態についても、あらかじめ発注者の承諾を得たものとなります。
6	(各業務内容の実施方法について) ・企業向けセミナーについて、オンデマンド形式(動画配信形式)の内容は可能でしょうか、また事業目標への反映は可能でしょうか。	企業向けセミナーの開催について、仕様書7(2)ハにより、参加者間で質疑応答を含む意見交換等を行う必要があります。このため、現実の会場又はWEB会議で動画を投影・配信のみ行うだけでは足りず、事業目標への計上はできません。
7	・企業訪問は、一部WEB訪問等に置き換えることは可能でしょうか。	企業及び経済団体等訪問による障害者雇用の普及啓発及び業務選定支援について、原則として現実に対面で面談したものとします。ただし、相手企業の要望等によりWEB会議を使用して現実の訪問に代えることも可です。
8	(ネットワーク構築について) ・既存のネットワークは、亘理県域・利府県域・大崎県域(2/10設立予定)の3つで相違ないか。	回答No.1をご参照ください。
9	・ネットワーク構築の設置エリアは、はななかぼつ県域単位のカウントでしょうか。既存ネットワーク同様、わーく県域にて亘理・利府など、同一県域内での設置など細かい場合も問題ないでしょうか。	障害者雇用推進ネットワークを構築するにあたり、その範囲は、仕様書7(5)により、市町村単位又は県内全域を想定しています。
10	・既にあるネットワークの再構築(就労支援部会・就労支援ネットワークなど)も含めて問題ないか	障害者雇用推進ネットワークの構築にあたり、既存のネットワークを再構築する具体的な手法等を企画提案書においてお示しいただいた上で、提案内容を評価及び可否を判断させていただきます。
11	(その他) ・人員の兼務は問題ないか。宮城県委託の他事業との兼務、所属企業の他業務との兼務など。	実施体制について、仕様書8(1)により、必要な職員を配置する必要があります。本事業業務に従事する者が、他の県事業又は所属企業の他業務と兼務することは妨げませんが、仕様書9により、本事業業務に従事した人件費と、その他の業務に従事した人件費との内訳を明確に区分できるよう書類を整える必要があります。
12	・前年度までの事業の引継ぎはなされるか(訪問企業の情報など)	令和7年度障害者雇用マッチング機会創出支援事業業務に要する、前年度までの事業の引継ぎは可能です。